

健感発 0426 第 6 号
平成 25 年 4 月 26 日

各 { 都道府県 }
政令市 } 衛生主管部（局）長 殿
特別区 }

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」の一部改正について

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成 25 年政令第 129 号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 130 号）、検疫法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 131 号）、鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令（平成 25 年厚生労働省令第 62 号）及び検疫法施行規則の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 63 号）が本日公布されたところである。

これを踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」について、別添の新旧対照表のとおり改正することとしたので御了知いただきたい。

また、鳥インフルエンザ（H7N9）の H7 亜型の確定検査については、現時点では国内において症例が確認されていないことから、当面の間、国立感染症研究所において行うこととするので、御了知いただきたい。

以上、関係機関に周知願いたい。

本改正については、平成 25 年 5 月 6 日から施行する。